

令和 7 年 3 月 1 1 日招集

令和 7 年

第 2 回若桜町議会定例会会議録

(令和 7 年 3 月 2 1 日)

若桜町議会事務局

令和 7 年第 2 回若桜町議会定例会（第 4 号）

招集年月日	令和 7 年 3 月 2 1 日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後 2 時 0 0 分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	谷本 剛
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	中島 毅彦
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

令和 7 年 3 月 議会定例会
会議の顚末
本会議（3 月 2 1 日）

議長（山根政彦）

皆さん、こんにちは。
ただいまの出席議員数は 9 人です。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1

議案第 2 号 令和 7 年度若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 谷口貴議員。

予算審査特別委員長（谷口貴）

はい。若桜町議会報告第 3 号 予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第 2 号 令和 7 年度若桜町一般会計予算。2. 審査の経過、令和 7 年 3 月 1 1 日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3 月 1 2 日、1 3 日、1 4 日、1 7 日、1 8 日の 5 日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。3. 審査の結果、当委員会に付託された議案第 2 号は、原案を可決すべきと決定しました。

議長（山根政彦）

先ほど予算審査特別委員会委員長の報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（山根政彦）

反対討論ですか。賛成討論ですか。

議員（中尾理明）

反対討論です。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。8 番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は議案第 2 号 令和 7 年度一般会計予算に反対の討論を行います。

具体的な反対箇所は款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 7 同和対策費の中、同和対策事業費、解放同盟高野支部への補助金 1 3 5 万 1 千円であります。この金額は令和 6 年度と同額です。

教育委員会の予算審査特別委員会の説明では、支部からの要求に基づくものとの説明ですが、精査が必要と考えます。私が問題点と指摘するのは、支部は任意の運動団体であり、補助金に頼ることなく、自主運営するのが当然だと考えるからであります。

同和対策特別事業は、当該地区の特別法である地域改善対策特別法が 1 9 9 1 年度末、最初の法律終了後、1 0 年の時限立法として延長されましたが、その特別法も 2 0 0 2 年 3 月末で失効しており、もはや法的根拠を失っております。このまま補助が続けば、地区の固定化にもつながりかねません。

また、差別事象はあってはなりませんが、仮に発生したとしても、それは自己批判、相互批判で正すべきであり、差別事象がある限り事業を続けるというのは終わりがなく、未来永劫に続けることになりかねません。

昨年の 9 月定例会、令和 5 年度の決算討論で、旧吉備町、現有田川町が平成 8 年に同和

事業を終結したことを紹介しましたが、同和地域改善の特別法、地対財特法が平成3年度に終了する期限に向け、和歌山県、旧吉備町近隣の11市町が特別対策から一般対策への移行を視野に取り組んでいる状況が、部落問題研究所発行の月刊誌、平成3年、1991年特別号に誌上で伝えられています。

その中の旧南部町、合併後は平仮名のみなべ町ですが、当時の同和室柳田氏は、同和対策事業終結に向けてのこの1年をどう取り組むかという紙上討論で、南部町は終結から一般対策に移行ということを見越し、自治体関係者、教育関係者、議会関係者、地元住民、町民の方々等と対話集会を重ね、平成3年3月に予定している終結を目指し、町民集会の成功のために奔走していると述べています。終結の期限を切り、それに向かって町を挙げて町民と共に取り組んでいる様子がひしひしと伝わってきます。

もはや同和対策事業継続に道理はなく、すべての場面で同和事業を終結させ、一刻も早く一般行政に移行すべきではないかと考えます。

以上で、本議案に対する反対討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（川上守）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

私は議案第2号 令和7年度若桜町一般会計予算に賛成し、特に反対討論がありました、款 民生費、項 社会福祉費、目 同和対策費、節 補助金の同和対策事業費の中の、解放同盟

高野支部への補助金に対し、特に賛成するものであります。

この補助金の大半は、人権にかかわる全国大会、集会、研修会に費やされております。参加費や、旅費等に支出しているものであります。

教育委員会にある同和対策推進協議会の活動に準じて参加しているものであると思っております。行政とともに、部落の者として人権問題に関わることを大変重要なことと考えております。人権問題の理解と解決に向けて必要だと感じております。よってこの議案に賛成するものであります。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第3号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第5号 令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第7号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第8号 令和7年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第9号 令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第10号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計

予算、議案第 11 号 令和 7 年度若桜町下水道事業会計予算を一括して議題とします。

本案に関し委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長谷口貴議員。

予算審査特別委員長（谷口貴）

はい。若桜町議会報告第 4 号 予算審査特別委員会審査報告。

付託案件の名称、議案第 3 号 令和 7 年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 4 号 令和 7 年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第 5 号 令和 7 年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 6 号 令和 7 年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第 7 号 令和 7 年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第 8 号 令和 7 年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第 9 号 令和 7 年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第 10 号 令和 7 年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第 11 号 令和 7 年度若桜町下水道事業会計予算。

審査の経過、令和 7 年 3 月 11 日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3 月 12 日、13 日、14 日、17 日、18 日の 5 日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

審査の結果、当委員会に付託された議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号は原案を可決すべきものと決定しました。

議長（山根政彦）

だいたい、委員長の報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 号から議案第 11 号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号から議案第 11 号までは委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3

議案第 19 号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 19 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4

議案第 20 号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第21号 若桜ゆはら温泉ふれあいの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（山根政彦）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

いろいろな修繕等、大変なことが重なっておるとよく理解しているところですが、物価高騰の中で、町民はもちろんですが、町外の方も同様に生活が大変だと推測します。

そういう中での町外者の利用料金の引き上げによって利用が減るとか、影響がないかどうかご質問します。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

担当課長の方から回答いたします。

町民課長（川戸康之）

失礼いたします。町民課長の川戸でございます。

今の中尾議員さんのご質問ですが、一応アンケート等も取りまして、町外の方からも金額的には安いのではないかという回答を得ておりますし、また、町外の方が利用される際にシャンプーを100円で買っていたいた経過もあります。その辺について、利用料がアップするのとあわせて設置して、100円の負担を取らないという形に変えております。そのような点では利用者の方の利便性も向上されますので、利用者が減少することにはならないのかなと感じております。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第22号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第23号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第24号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第25号 若桜町八幡広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第26号 若桜町立わかさ温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（山根政彦）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

先程質疑しましたので、前段を省略しまして、町外の方の利用料金引き上げにより、町外の方の利用が減るのではないかと推測をしますが、影響についてご質問します。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

教育長の方から回答いたします。

教育長（盛田恭司）

中尾議員の質問にお答えします。

この温水プールにつきましては、開館してから20年経過しておりますけれども、その間利用料金が一切変わっておりません。それでこのたび上げようとするものですが、上げることににつきましては、他の市町の料金等も参考にして値上げを検討したものでございます。よろしくおねがいたします。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第27号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議案第 2 8 号 若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 2 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3

議案第 2 9 号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 2 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4

議案第 3 0 号 若桜町活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員 (中尾理明)

はい。

議長 (山根政彦)

8 番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

このたび手数料が、町内、町外ということで設定されております。町内の人の料金はそれでいいと判断するところですが、町外の方が倍額になっているということで、町外の方々の利用が抑えられるのではないかと心配しますが、いかがでしょうか。

議長 (山根政彦)

答弁を求めます。上川町長。

町長 (上川元張)

担当課長の方から回答いたします。

経済産業課長 (中島毅彦)

経済産業課長の中島です。お答えさせていただきます。

今回の改正についてですが、町外者の利用料金につきましては、鳥取市等の町外の施設の料金がかかなり値上がりしております。それで若桜町の使用料金がかかなり低額だということで、町外から利用者が流れてきているということがございます。

それにより、町内の利用者の妨げにもなっているような状況もございまして、町内の利用者の方の利便性を図るための改正となっております。町外の利用者につきましては、一定程度利用が減ってくる可能性はございますけれども、適正な料金で運営していきたいという考えでございます。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第31号 若桜町エゴマ搾油加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第32号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（山根政彦）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

同じようなことを重ねますけれども、このたび町外の方の利用料金が引き上がります。同じように町外の方々の利用が減るのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

担当課長の方から回答いたします。

経済産業課長（中島毅彦）

経済産業課長の中島です。お答えさせていただきます。

当該施設につきましては、基本的には町内の利用ということで、施設の設置がされております。ただ、町内の利用者がいない時に限って町外の利用を認めるというような形で運営

をしてきたところであります。昨今の光熱水費、燃料の値上げも含めまして、町外の利用者につきましては、利用料金の方を改定させていただくといったものでございます。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第３２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

日程第１７

議案第３３号 若桜町立地域福祉センター・ドリーミーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

日程第１８

議案第３４号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第３４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

日程第１９

議案第３５号、

若桜町手数料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0

議案第 3 6 号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1

議案第 3 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2

議案第 3 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3

議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指

定(わかさ２９（にく）工房)について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第３９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

日程第２４

議案第４０号 若桜町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり

可決されました。

日程第２５

議案第４１号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

日程第２６

議案第４２号 町道の路線認定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

(追加日程配布)

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第４３号、議案第４４号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第４３号、議案第４４号を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

追加日程第１

議案第４３号 若桜町職員定数条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第４３号 若桜町職員定数条例の一部改正について、でございますが、これは、行政課題や繁雑化する業務に伴う業務量の増加に的確に対応し、安定した行政運営を行うため、派遣職員等を定数の外に置くことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第２

議案第４４号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第４４号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、でございますが、次の者を若桜町固定資産評価審査委員会委員に選任したいと思いますので、地方税法第４２３条第３項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所 鳥取市西品治〇〇番地、氏名 森本尚夫、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後 ２時４５分 休 憩

(全員協議室において詳細説明)

午後 ２時５７分 再 開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第４３号 若桜町職員定数条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第27

陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書、請願第5号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める請願を一括して議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第5号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書。

2. 審査の経過、令和7年3月11日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月18日に委員会を開催し慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。3. 審査の結果、当委員会に付託された陳情第3号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第6号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1. 付託案件の名称、請願第5号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める請願。

2の審査の経過は先ほどと同文ですので割愛させていただきます。3. 審査の結果、当委員会に付託された請願第5号は不採択とすべきものと決定しました。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいま、総務産業教育民生常任委員会委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書について、討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。4番山本安雄。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（山本安雄）

賛成討論です。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書の賛成討論を行います。

この間までコロナ禍でありました。コロナ禍のときにおきましては、各企業、いろんな人件費補助というような形で補助金が出されておりました。それ以外について、人件費に充当する補助金ということについては、私は反対の立場ではあります。

今春闘は、大企業は満額回答との報道がありました。大企業の下請けや、孫請けで経営する中小企業、小規模事業者が行う設備投資や、従業員に対するより充実した福利厚生によって、まず働く環境を整え、その企業の生産性を向上させ、よって賃金の引き上げというような形が地域内循環にもつながりますし、雇用確保にもつながると思っております。

よって陳情第3号に賛成いたします。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（川上守）

はい。反対討論。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情、原案に対して反対します。

地方と都市での衣食住にかかる経費も大きく隔たりがあり、それによって格差が生じております。最近の物価高騰により賃上げが追い付いていないことは承知をしておりますが、この最低賃金の見直しについては、地方において、最低賃金の見直しがされるべきであると考えており、全国一律の制度改正は難しいと考えて原案に反対するものであります。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。物価高騰の中で、生活が非常に大変な状況です。最低賃金の引き上げで、労働者の生活改善を図ることが求められています。全労連の調査を見ても、最低生計費に地域による大きな格差はなく、最低賃金の低い地方については、全国に比べ、生活は大変だと考えています。鳥取県も同様です。

大企業が高収益を上げている一方で、中小企業、小規模事業所は、厳しい経営が続いており、中小企業への国の支援なくして賃上げや、最低賃金の水準を引上げることはできません。

私は、大企業の内部留保金510兆円に課税し、その税収で、中小企業、小規模事業所

の賃上げの原資とすべきと考えます。それが利益の社会的再配分としての、大企業の社会貢献であると考えます。

賃上げが労働者の購買力を高めることで、同時に中小企業、小規模事業所の営業を改善させる地域循環型経済の確立が可能となり、税収も増えることに繋がるものと考えます。この陳情に対して賛成します。以上です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（谷口貴）

はい。反対討論。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。1番、谷口貴議員。

議員（谷口貴）

はい。陳情第3号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書に反対します。

全国一律の最低賃金は一見公平に見えますが、地域ごとの経済状況の違いを考慮しないと、逆に雇用や地域経済に悪循環を与える可能性もあります。

この意見書の案の中に、世界の最低賃金制度は全国一律が主流でありと書いてあるんですけど、これ、経済大国のアメリカは違うと思うんですよね。こういうちょっと文章が違うところもあったりするんですけども。

あと、最低賃金引上げは、短期的には労働者の収入増加につながりますが、雇用減少、物価上昇、地域格差拡大といった問題を引き起こす可能性があります。金融為替市場への影響も含め、慎重な政策判断が求められるのでいろいろなデータを持っている最低賃金審査会に任せるのがよいと考えますので原案反対です。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（森田二郎）

はい。2番森田。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（森田二郎）

賛成討論です。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。陳情3号に賛成です。この陳情の核となっているのは中小企業の支援が主目的です。支援については賃金だけではなくて、例えばインボイス制度の見直し、そして販路拡大の支援等のシステム支援があれば労働環境が向上し、必ず人材確保や景気回復につながるものと考え、この陳情はすべくものと思いますので賛成します。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。

請願第3号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

次に請願第5号 裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める請願について討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。8番中尾理明議員。

議員（中尾理明）

3月8日付日本海新聞は旧安倍派裏金解明進まずとの見出しで、参議院政治倫理審査会は1人残り26人の審査が終わり大半の議員が派閥パーティー券販売超過分の還流を収支報告書に記載しなかったことについて、事務局の指示であったとの言明に終始し、実態解明につながらなかったと報道しています。

この間行われました当時の会計責任者松本純一郎氏は参考人聴取で意見の対立はなかったと証言し、旧安倍派幹部4人のうち、3人が結論は出なかったと政倫審で証言していることと大きな食い違いがあることが分かりました。

4幹部とともに自民党の聞き取り調査で、20数年前から還流が行われていたと報告されている当時の安倍派会長森喜朗氏を国会に招致、裏金問題の解明を急ぐべきであります。

自民党は党内処分をしたと言いますが、裏金解明事実認定なしの処分では処分に値しません。仮に、裏金を指摘な飲み食いなどに使われていれば、個人所得となり、脱税をしていた疑惑が生じます。何としてもこの問題の徹底解明がされなければなりません。

今国会で問われているもう1つが、企業団体献金の禁止です。1984年から1985年にかけて引き起こされた戦後最大の政官財の贈収賄事件であったリクルート事件では、起訴は免れたものの、竹下首相ほか多くの大

臣経験者が捜査を受けました。

その教訓からその後、1994年細川政権当時、細川首相と河野良平自民党党首が5年後の企業団体献金禁止を約束したにもかかわらず、それが果たされていません。

企業団体献金は、多くは政治資金団体を通じて行われていますが、法の網をくぐり抜けるような政治資金パーティーによるもの、そして今、個人献金と言いながら、企業の住所が記載をされているなど新たな疑惑も生まれています。

エコノミスト1992年12月8日号で当時の諸井虔日経連常任理事は、「もしこれ、政治献金が本当に世のため人のため国のためというお金なら、株主に対しては背任行為的な要素がある。それじゃあ、会社のためにやるとかやらないと会社がダメージを受ける、それを防ぐためのお金だとすると法的にはクリアできたとしても、実質的には贈収賄の臭いがしてくる」と注視しています。リクルート事件直後に語った財界の重鎮のコメントは傾聴すべき道理があると思うものです。

3月に行われた自民党大会で石破首相は、「国民が政治を信じていない、国民の声に謙虚でありたい」と報道されていますが、そうであるなら、金で政治が歪められないような裏金問題の徹底解明と企業団体献金を決断すべきときではないかと考えます。

以上この請願に賛成する討論とします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（川上守）

はい。7番川上。反対討論。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

はい。請願第5号裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業団体献金の禁止を求める請願の原案について反対であります。

これにつきましては、石破茂内閣総理大臣は、裏金問題については国会議員としてちゃんとした説明責任をとということも言われており、また、企業団体献金については廃止より公開だというふうに言っておられます。私自身、自民党員として石破茂内閣総理大臣の考えを尊重し、原案請願に反対するものであります。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（森田二郎）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。2番森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。公平公正な民主主義議会運営に企業団体献金が必要だとはあまり考えられません。今、まさに単純明快な議会運営や議会活動こそが政治不信を払拭し、信頼回復につながるものと考え、禁止の必要を考えます。よって請願に賛成いたします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（梶原明）

はい。反対討論。

議長（山根政彦）

原案反対の方の発言を許します。3番、梶原明議員。

議員（梶原明）

はい。今回のこの裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業団体献金の禁止を求める請願でございますが、もう既に本国会の中でも議論をされている案件であると思っております。

また、この添付をされている意見書案の内容について、やはり何か提出ができる内容ではないかと考えるところでもございます。さらに言わせていただきましたら、こういうことを議論するのであれば、今回は要望でしたが、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書というものが出ておりますけれども、こういう内容についても検討討論が必要になってくるのではないかなと思っております。

そういうところがありまして、この案件に関しましては、原案に対し反対とさせていただきます。以上でございます。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。賛成討論。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。4番山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業団体献金の禁止を求める請願、賛成の立場で討論をいたしますが、先ほどの庁舎内配布というものがこの案にどう絡むのかちょっと理解ができませんところではありましたが、自民党の裏金問題、パーティーチケット収入のキックバック等々、いかなる団体やいかなる政党の献金の禁止は政策決定権

だったり、予算提案だったり、執行権だったり、それを有するもの、いわゆる利権を持っておる者と言えいいと思うんですけども、それが受け取ったり、献金するということは付度の疑惑を招く恐れがあるのではないかと判断をするところです。

政治資金規正法の中には、1条として政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開及び政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の享受の規制、その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするとなっております。

また、2条、基本理念の2番になりますが、政治団体はその責任を自覚し、その政治資金の授受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないようにこの法律に基づいて公明正大に行わなければならないとなっております。

まさに今、新聞・テレビで報道されていることは疑惑そのものではないかと判断しております。よって原案賛成をいたします。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

請願第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第5号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

日程28

議員提出議案第1号 若桜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

議員（川上守）

議員提出議案第1号 若桜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例。

別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和7年3月21日提出。提出者、若桜町議会議員川上守、賛成者、若桜町議会議員小林誠、同じく山本晴隆、同じく谷口貴。

提出の理由であります。行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び刑法の一部を改正する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

概要につきましては、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用している項の番号を改め、その他文言を整理するものであります。

また、第53条から第55条については、刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

施行日は令和7年4月1日から、第53条から第55条までの改正については、令和7年6月1日からとしております。よろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

午後 3時25分 閉 会

議員提出議案第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案の
とおり可決されました。

日程第29

「閉会中の継続調査」について、を議題と
します。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営
委員会並びに各特別委員会から会議規則第7
5条の規定により、お手元に配布しました申
出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があ
ります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり閉会中の継続調査と
することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第30

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については議会規則第127条の
規定により、お手元に配布しました「議員派
遣の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案
のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回若桜町議会定例会を閉会い
たします。ご苦労さまでした。